

都道府県公害審査会の動き

(令和5年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和5年(調)第1号事件	ヒートポンプ式給湯機からの低周波音等の騒音・振動 被害防止請求事件	R5.2.1
愛知県 令和5年(調)第1号事件	橋梁整備工事の振動被害補償請求事件	R5.2.6
奈良県 令和5年(調)第1号事件	ネギ加工工場悪臭等被害防止等請求事件	R5.2.27
山梨県 令和5年(調)第1号事件	集塵機からの騒音防止請求事件	R5.3.8
奈良県 令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音等被害防止請求事件	R5.3.9
兵庫県 令和5年(調)第1号事件	酒販卸作業に係る騒音防止対策等請求事件	R5.3.10
広島県 令和5年(調)第1号事件	駐車場トラックからの騒音防止請求事件	R5.3.10
熊本県 令和5年(調)第1号事件	幼稚園からの騒音被害防止請求事件	R5.3.16

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 令和4年(調) 第1号事件 [食肉加工工場からの振動被害防止請求事件]	北海道 住民1人	食肉製造 会社基地 管理会社	令和4年1月24日受付 (1)被申請人ミート工場からの低周波振動の感受があり、振動の防止をすること。 (2)就寝中、目が覚め低周波振動を感受し不眠になる事が無いようにすること。	令和5年3月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第3号事件 [住居設備等からの低周波騒音低減請求事件]	東京都 住民2人	都市再生 機構	令和3年3月12日受付 被申請人は、申請人による低周波騒音調査に協力して、被申請人の賃貸住宅の設備ないし住戸からの低周波騒音を低減すること。	令和5年3月27日 調停打ち切り 調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第8号事件 [清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じんのおそれ防止措置請求事件]	東京都 住民714人	一部事務 組合(清 掃事業)	令和3年9月16日受付 (1)被申請人は、A清掃工場の解体にあたり、全覆いの仮設テントをかけて行うこと。 (2)被申請人は、A清掃工場の解体にあたり、静的破碎工法を採用して行うこと。 (3)上記措置を採らない限り、被申請人は、解体工事を行わないこと。	令和5年3月13日 調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第9号事件 [鉄道走行による騒音・振動低減請求事件]	東京都 住民2人	鉄道会社	令和3年12月9日受付 (1)被申請人は、B駅から申請人宅までの区間及び申請人宅から南側200mの区間について、走行速度を時速80km以下とすること。 (2)被申請人は、防音壁の設置や消音バラストを撒くなどして騒音及び振動を低減すること。	令和5年1月19日 調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和4年(調)第 1号事件(令和	東京都 住民66人	一部事務 組合(清 掃事業)	令和4年2月10日受付	令和5年3月13日 調停打ち切り

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
3年(調)第8号事件への参加 [清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じんのおそれ防止措置請求事件]			東京都令和3年(調)第8号事件に同じ。	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和元年(調) 第2号事件 [飲食店からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民5人	愛知県 住民3人	令和元年5月15日受付 被申請人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、カラオケを利用した場合、各店舗の防音措置が不十分であること、各店舗のカラオケが競合することによって、騒音被害が発生している。被申請人のカラオケを使用することによる規制基準を超える騒音が継続しており、市による注意によっても抜本的に改善しない。よって、被申請人は、防音措置を講じて、騒音を低減すること。	令和5年2月8日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和2年(調) 第2号事件 [飲食店からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民5人	愛知県 住民1人	令和2年12月15日受付 被申請人が所有する店舗兼住宅の賃借人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、各店舗の防音が不十分であること、各店舗それぞれでカラオケを利用した場合、更に音が増幅することによって、騒音がうるさくて困っている。また、A市による注意によっても抜本的に改善しないため、賃借人を被申請人として、令和元年5月に公害調停を申請したところ。しかし、賃借人では防音対策が十分には実施されないことから、建物の所有者に対し、責任を持って防音対策を講じてもらうため本申請を行った。よって、被申請人は、所有する申請人らの自宅に隣接する土地に建てら	令和5年2月8日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			れた2階建ての店舗兼住宅の3軒長屋に防音措置を講じて、騒音を低減すること。	
京都府 令和2年(調) 第1号事件 [発電所からの悪臭・騒音被害防止請求事件]	京都府 住民107人	発電会社 市(代表者市長)	令和2年7月30日受付 (1)被申請人発電会社Aは、本件発電所からの臭気について、対策を講ずること。 (2)被申請人発電会社Aは、本件発電所からの夜間の騒音について、対策を講ずること。 (3)被申請人発電会社Aは、経済産業省ガイドラインに従った認証を取得した燃料以外の燃料を使用しないこと。 (4)被申請人B市は、本件発電所からの臭気・騒音について、条例を制定するなどの適切な措置を講ずること。 (5)被申請人B市は、本件発電所からの臭気・騒音について、継続的に測定を行うこと。 (6)被申請人らは、本件発電所からの低周波音及びばい煙について、継続的に測定を行い適切な対策を講ずること。 (7)被申請人発電会社Aは、損害賠償として相当額の金員を支払うこと。 (8)被申請人発電会社Aは、本件発電所を再稼働させた場合には、上記(1)(2)(6)記載の対策が講じられるまで、相当額の金員を支払うこと。	令和5年2月3日 一部調停成立 一部調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進め、調停委員会の提示した調停案を申請人及び被申請人発電会社Aが受諾した。一方、申請人と被申請人B市との間には合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和4年(調) 第4号事件 [飲食店悪臭被害事件]	大阪府 住民1人	飲食店運営会社	令和4年7月4日受付 被申請人の経営する店舗から発生する天ぷら油及び焼き魚の煙などの悪臭が申請人宅の敷地内に入らないよう、排煙装置(換気扇・ダクト)の改善及び悪臭が発生しないメニューへの変更をすることを求める。	令和5年2月6日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和4年(調) 第7号事件 [隣家からの石綿粉じん被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	大阪府 住民2人	令和4年9月20日受付 被申請人らは同人らの負担で被申請人ら建物の屋根を構成しているスレート波板からアスベスト粉じんが飛散することのないよう適切な措置を講じなければならない。	令和5年3月2日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
沖縄県 令和4年(調) 第1号事件 [自動車解体工場からの騒音等防止請求事件]	沖縄県 住民1人	自動車解体会社	令和4年6月10日受付 (1)防音壁、防臭設備を設置するなどして、騒音、悪臭の流出を低減すること、防音壁、防臭設備の設置は、専門業者に依頼し、効果のあるものを設置すること。 (2)住宅に隣接する場所に悪臭の原因となる物を保管しないこと。 (3)騒音、悪臭の原因となる作業を行う場合、工場の建物内での作業にとどめ、騒音、悪臭の流出を低減すること。 (4)営業時間を午前8時から午後6時までとし、以外の時間の作業、車両の運搬等を禁止すること。 (5)上記措置をとらない場合、工場を現在地から移転すること。	令和5年1月30日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和5年1月1日から令和5年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちようせい

第113号 令和5年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel: 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3503-9959 (直通)
E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。